



発行 新潟県

第23号

令和3年3月23日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

規 則

- 10 新潟県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則(水産課)
- 11 新潟県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(建築住宅課)

告 示

- 321 自動車税(種別割)の税率の特例の適用を受ける自動車(税務課)
- 322 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定の一部改正(環境対策課)
- 323 管理美容師資格認定講習会の指定(生活衛生課)
- 324 管理美容師資格認定講習会の指定(生活衛生課)
- 325 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課)
- 326 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録の更新及び変更登録(食品・流通課)
- 327 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録の更新(食品・流通課)
- 328 漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出(水産課)
- 329 保安林の指定解除予定(治山課)
- 330 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 331 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 332 県営土地改良事業の工事完了(農地建設課)
- 333 県営土地改良事業の工事完了(農地建設課)
- 334 県営土地改良事業の工事完了(農地建設課)
- 335 換地処分(農地整備課)
- 336 土地収用法による事業の認定(用地・土地利用課)
- 337 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 338 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 339 都市計画事業の事業計画の変更認可(下水道課)
- 340 都市計画事業の事業計画の変更認可(下水道課)
- 341 都市計画事業の事業計画の変更認可(下水道課)
- 342 都市計画事業の事業計画の変更認可(下水道課)
- 343 都市計画事業の事業計画の変更施行(下水道課)
- 344 港湾施設の廃止(港湾整備課)

公 告

- 一般競争入札の実施(知事部局広報広聴課)
- 大規模小売店舗の新設(商業・地場産業振興課)

教育委員会告示

- 3 県立学校の名称、位置、課程、学科、部及び収容定員等の指定の一部改正(高等学校教育課)
- 4 県立学校の名称、位置、課程、学科及び収容定員等の指定の一部の改正(高等学校教育課)

新潟海区漁業調整委員会指示

- 1 河口付近におけるさけ及びますの採捕規制(新潟海区漁業調整委員会)
- 2 河口付近におけるさけ及びますの採捕規制(新潟海区漁業調整委員会)
- 3 河口付近におけるさけ及びますの採捕規制(新潟海区漁業調整委員会)
- 4 河口付近におけるさけの採捕規制(新潟海区漁業調整委員会)

- 5 まき餌釣りの制限 (新潟海区漁業調整委員会)

新潟海区漁業調整委員会告示

- 1 新潟海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正 (新潟海区漁業調整委員会)

佐渡海区漁業調整委員会指示

- 1 かがし漁業の制限 (佐渡海区漁業調整委員会)
- 2 まき餌釣りの制限 (佐渡海区漁業調整委員会)
- 3 小規模増殖場における採捕禁止 (佐渡海区漁業調整委員会)
- 4 大規模増殖場における採捕禁止 (佐渡海区漁業調整委員会)

佐渡海区漁業調整委員会告示

- 1 佐渡海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正 (佐渡海区漁業調整委員会)

正 誤

令和3年3月12日付け県報第20号告示第260号中 (食品・流通課)

規 則

新潟県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第10号

新潟県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

新潟県水産業協同組合法施行細則（平成11年新潟県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（定款変更の認可申請等）</p> <p>第7条 法第48条第2項（<u>法第92条第3項及び第96条第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の認可を受けようとする組合は、別記第8号様式による申請書に<u>関係書類を添えて</u>、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 法第48条第4項（<u>法第92条第3項及び第96条第3項</u>において準用する場合を含む。）<u>又は第84条の7第2項</u>の規定による定款の変更の届出は、別記第8号様式の2により、<u>関係書類を添えて行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（設立の認可申請等）</p> <p>第9条 法第63条第1項（<u>法第92条第4項及び第96条第4項</u>において準用する場合を含む。）の設立の認可を申請しようとする者は、別記第10号様式による申請書に<u>関係書類を添えて</u>、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>法第85条の2第4項</u>の規定による設立の届出は、<u>別記第10号様式の2</u>により、<u>関係書類を添えて行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（解散決議の認可申請等）</p> <p>第10条 法第68条第2項（<u>法第96条第5項</u>において準用する場合を含む。）<u>又は第91条第2項</u>の規定による解散の決議の認可を受けようとする組合は、別記第11号様式による申請書に<u>関係書類を添えて</u>、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>法第68条第4項若しくは第6項（これらの規定を法第96条第5項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第85条の4第2項又は第91条第4項若しくは第6項</u>の規定による解散の届出は、別記第12号様式に</p>	<p style="text-align: center;">（定款変更の認可申請等）</p> <p>第7条 法第48条第2項（<u>法第86条第2項、第92条第3項及び第96条第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の認可を受けようとする組合は、別記第8号様式による申請書に<u>関係書類を添えて</u>、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 法第48条第4項（<u>法第86条第2項、第92条第3項及び第96条第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の届出は、別記第8号様式の2により、<u>関係書類を添えて行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（設立の認可申請）</p> <p>第9条 法第63条第1項（<u>法第86条第3項、第92条第4項及び第96条第4項</u>において準用する場合を含む。）の設立の認可を申請しようとする者は、別記第10号様式による申請書に<u>関係書類を添えて</u>、知事に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（解散決議の認可申請）</p> <p>第10条 法第68条第2項（<u>法第86条第4項及び第96条第5項</u>において準用する場合を含む。）<u>又は第91条第2項</u>の規定による解散の決議の認可を受けようとする組合は、別記第11号様式による申請書に<u>関係書類を添えて</u>、知事に提出しなければならない。</p>

より、関係書類を添えて行うものとする。

第11条 削除

(合併の認可申請等)

第12条 法第69条第2項(法第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による合併の認可を受けようとする組合は、別記第13号様式による申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第70条第1項(法第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)の設立委員が法第69条第2項の規定による合併の認可を受けようとするときは、別記第14号様式による申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 法第85条の5第3項の規定による合併の届出は、別記第14号様式の2により、関係書類を添えて行うものとする。

(組織変更の届出)

第12条の2 法第86条の10の規定による組織変更の届出は、別記第14号様式の3により、関係書類を添えて行うものとする。

(決議等の取消しの請求)

第14条 法第125条第1項(法第51条の2第7項、第52条第6項及び第125条第2項において準用する場合を含む。)の規定による総会、総会の部会、総代会若しくは創立総会の決議又は選挙若しくは当選の取消しの請求をしようとする組合員又は会員は、別記第16号様式による請求書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(団体協約の締結の報告)

第15条 組合は、法第11条第1項第15号の団体協約を締結したときは、遅滞なく、締結した事項について、別記第17号様式により、関係書類を添えて知事に報告しなければならない。

(解散の届出)

第11条 組合は、法第68条第1項第3号若しくは第4号(これらの規定を法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)又は第91条第1項第3号若しくは第4号の規定により解散したときは、別記第12号様式により、関係書類を添えて知事に届け出なければならない。

2 法第68条第5項(法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)又は第91条第5項の規定による解散の届出は、別記第12号様式により、関係書類を添えて行うものとする。

(合併の認可申請)

第12条 法第69条第2項(法第86条第4項、第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による合併の認可を受けようとする組合は、別記第13号様式による申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第70条第1項(法第86条第4項、第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)の設立委員が法第69条第2項の規定による合併の認可を受けようとするときは、別記第14号様式による申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(議決等の取消しの請求)

第14条 法第125条第1項(法第51条の2第7項、第52条第6項及び第125条第2項において準用する場合を含む。)の規定による総会、総会の部会、総代会若しくは創立総会の議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求をしようとする組合員又は会員は、別記第16号様式による請求書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(団体協約等の締結の報告)

第15条 組合は、法第11条第1項第14号の団体協約又は法第24条第1項の規定による専用契約を締結したときは、遅滞なく、締結した事項について、別記第17号様式により、関係書類を添えて知事に報告しなければならない。

(理事会の承認の報告)

第17条 組合は、法第39条の2第2項(法第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定により理事会で承認したときは、遅滞なく、その承認した事項について、別記第19号様式により、関係書類を添えて知事に報告しなければならない。

(請求の届出)

第19条 組合は、次に掲げる請求があったときは、直ちに、別記第21号様式により、関係書類を添えて知事に届け出なければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 法第47条の2第2項(法第51条の2第7項、第52条第6項(法第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。)、第86条第2項、第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定による総会、総会の部会又は総代会の招集の請求

(総会の招集等の報告)

第20条 組合は、総会、総会の部会又は総代会が終了したときは、遅滞なく、決議し、又は報告した事項について、別記第22号様式により、関係書類を添えて知事に報告しなければならない。

(登記の届出)

第21条 組合は、次に掲げる登記をしたときは、遅滞なく、別記第23号様式により、関係書類を添えて知事に届け出なければならない。

(1) 組合等登記令(昭和39年政令第29号。以下この条において「政令」という。)第2条第1項の規定による設立の登記

(2) 政令第3条の規定による変更の登記

(3) 政令第5条の規定による職務執行停止若しくは職務代行者の選任の仮処分命令又は当該仮処分命令の変更若しくは取消しの登記

(4) 政令第7条の規定による解散の登記

(5) 政令第8条の規定による合併又は承継に係る変更、解散又は設立の登記

(6) 政令第10条の規定による清算終了の登記

第22条 (略)

別記

(理事と組合との契約の報告)

第17条 組合は、法第39条の2第2項(法第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定により理事と契約したときは、遅滞なく、契約した事項について、別記第19号様式により、関係書類を添えて知事に報告しなければならない。

(請求の届出)

第19条 組合は、次に掲げる請求があったときは、直ちに、別記第21号様式により、関係書類を添えて知事に届け出なければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 法第47条の3第2項(法第51条の2第7項、第52条第6項(法第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。)、第86条第2項、第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定による総会、総会の部会又は総代会の招集の請求

(総会の招集等の報告)

第20条 組合は、総会、総会の部会又は総代会が終了したときは、遅滞なく、議決し、又は報告した事項について、別記第22号様式により、関係書類を添えて知事に報告しなければならない。

(登記の届出)

第21条 組合は、次に掲げる登記をしたときは、遅滞なく、別記第23号様式により、関係書類を添えて知事に届け出なければならない。

(1) 法第101条第1項の規定による設立の登記

(2) 法第102条の規定による変更の登記

(3) 法第104条の規定による職務執行停止若しくは職務代行者の選任の仮処分命令又は当該仮処分命令の変更若しくは取消しの登記

(4) 法第106条の規定による解散の登記

(5) 法第107条の規定による合併又は承継に係る変更、解散又は設立の登記

(6) 法第109条の規定による清算終了の登記

(残高試算表の提出)

第22条 組合は、毎月末日現在の残高試算表を作成し、翌月10日までに知事に提出しなければならない。

第23条 (略)

別記

第1号様式 (第3条関係)

資源管理規程認可申請書

(略)

添付書類

- 1 (略)
- 2 資源管理規程の設定を決議した総会又は総代会の議事録の謄本
- 3 水産業協同組合法第11条の3第3項(同法第92条第1項において準用する場合を含む。)の同意を得たことを証する書面
- 4 海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第13条第1項に規定する資源管理協定又は漁業法(昭和24年法律第267号)第105条に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則が存する場合にあっては、資源管理規程が当該資源管理協定又は漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則に従った内容のものであることを証する書面

第2号様式 (第3条関係)

資源管理規程変更認可申請書

(略)

添付書類

- 1～3 (略)
- 4 資源管理規程の変更を決議した総会又は総代会の議事録の謄本
- 5 水産業協同組合法第11条の3第3項(同法第92条第1項において準用する場合を含む。)の同意を得たことを証する書面
- 6 海洋水産資源開発促進法第13条第1項に規定する資源管理協定又は漁業法第105条に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則が存する場合にあっては、資源管理規程が当該資源管理協定又は漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則に従った内容のものであることを証する書面
- 7 (略)

第3号様式 (第3条関係)

資源管理規程廃止届

(略)

添付書類

- 1 (略)
- 2 資源管理規程の廃止を決議した総会又は総代会の議事録の謄本
- 3 (略)

第4号様式 (第4条関係)

共済規程認可申請書

(略)

添付書類

第1号様式 (第3条関係)

資源管理規程認可申請書

(略)

添付書類

- 1 (略)
- 2 資源管理規程の設定を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
- 3 水産業協同組合法第11条の2第3項(同法第92条第1項において準用する場合を含む。)の同意を得たことを証する書面
- 4 海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第13条第1項に規定する資源管理協定又は漁業法(昭和24年法律第267号)第8条第1項に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則が存する場合にあっては、資源管理規程が当該資源管理協定又は漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則に従った内容のものであることを証する書面

第2号様式 (第3条関係)

資源管理規程変更認可申請書

(略)

添付書類

- 1～3 (略)
- 4 資源管理規程の変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
- 5 水産業協同組合法第11条の2第3項(同法第92条第1項において準用する場合を含む。)の同意を得たことを証する書面
- 6 海洋水産資源開発促進法第13条第1項に規定する資源管理協定又は漁業法第8条第1項に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則が存する場合にあっては、資源管理規程が当該資源管理協定又は漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則に従った内容のものであることを証する書面
- 7 (略)

第3号様式 (第3条関係)

資源管理規程廃止届

(略)

添付書類

- 1 (略)
- 2 資源管理規程の廃止を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
- 3 (略)

第4号様式 (第4条関係)

共済規程認可申請書

(略)

添付書類

- 1・2 (略)
- 3 共済規程の設定を決議した総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- 4・5 (略)

第5号様式 (第4条関係)
 変更
 共済規程廃止認可申請書

(略)
 添付書類
 (変更の場合)

- 1・2 (略)
 - 3 共済規程の変更を決議した総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本 (水産業協同組合法第48条第5項 (同法第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、定款で総会の決議を経ることを要しないものとされた共済規程の変更の場合は、理事会の議事録の謄本又は抄本)
 - 4 (略)
- (廃止の場合)
- 1 (略)
 - 2 共済規程の廃止を決議した総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
 - 3 (略)

第5号様式の2 (第4条関係)
 共済規程変更届

(略)
 添付書類

- 1・2 (略)
- 3 共済規程の変更を決議した総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本 (水産業協同組合法第48条第5項 (同法第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、定款で総会の決議を経ることを要しないものとされた共済規程の変更の場合は、理事会の議事録の謄本又は抄本)

第7号様式 (第6条関係)

一時理事の職務を行うべき者選任
 監事の職務を行うべき者選任請求書
 総会 (総 代 会) 招 集

(略)
 水産業協同組合法第43条第1項 (同法第52条第6項 (同法第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。)、第86条第2項、第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、組合の役員^一の職務を行う者がいないため、下記のとおり、関係書類を添えて監

- 1・2 (略)
- 3 共済規程の設定を議決した総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- 4・5 (略)

第5号様式 (第4条関係)
 変更
 共済規程廃止認可申請書

(略)
 添付書類
 (変更の場合)

- 1・2 (略)
 - 3 共済規程の変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本 (水産業協同組合法第48条第5項 (同法第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、定款で総会の議決を経ることを要しないものとされた共済規程の変更の場合は、理事会の議事録の謄本又は抄本)
 - 4 (略)
- (廃止の場合)
- 1 (略)
 - 2 共済規程の廃止を議決した総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
 - 3 (略)

第5号様式の2 (第4条関係)
 共済規程変更届

(略)
 添付書類

- 1・2 (略)
- 3 共済規程の変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本 (水産業協同組合法第48条第5項 (同法第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、定款で総会の議決を経ることを要しないものとされた共済規程の変更の場合は、理事会の議事録の謄本又は抄本)

第7号様式 (第6条関係)

一時理事の職務を行うべき者選任
 監事の職務を行うべき者選任請求書
 総会 (総 代 会) 招 集

(略)
 水産業協同組合法第43条第1項の規定により、組合の役員^一の職務を行う者がいないため、下記のとおり、関係書類を添えて監事の職務を行うべき者^一の選任を請求します。

<p style="text-align: center;">総</p> <p>時理事の職務を行うべき者の選任 事の職務を行うべき者の選任を請求します。 会（総代会）の招集 (略)</p> <p>第7号様式の2（第6条関係） 一時代表理事の職務を行うべき者選任請求書 (略) <u>水産業協同組合法第43条第3項（同法第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、組合の代表理事の職務を行う者がいないため、下記のとおり、関係書類を添えて一時代表理事の職務を行うべき者の選任を請求します。</u> (略)</p> <p>第8号様式（第7条関係） 定款変更認可申請書 (略) 添付書類 1～4（略） 5 出資1口の金額の減少に係る変更の場合にあつては、財産目録及び貸借対照表並びに水産業協同組合法第53条及び第54条（これらの規定を同法第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。）に規定する手続を完了したことを証する書面</p> <p>第8号様式の2（第7条関係） 定款変更届 (略) 定款を変更したので、水産業協同組合法第48条第4項（同法第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。）又は第84条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。 添付書類 1～3（略） <u>4 漁業生産組合における出資1口の金額の減少に係る変更の場合にあつては、財産目録及び貸借対照表並びに水産業協同組合法第86条第2項において準用する同法第53条及び第54条に規定する手続を完了したことを証する書面</u></p> <p>第9号様式（第8条関係） 共済事業譲渡 共済契約移転届 (略) 共済事業 譲渡した 下記のとおり共済契約の全部を移転したので、</p>	<p style="text-align: center;">の招集</p> <p>(略)</p> <p>第7号様式の2（第6条関係） 一時代表理事の職務を行うべき者選任請求書 (略) 水産業協同組合法第43条第3項の規定により、組合の代表理事の職務を行う者がいないため、下記のとおり、関係書類を添えて一時代表理事の職務を行うべき者の選任を請求します。 (略)</p> <p>第8号様式（第7条関係） 定款変更認可申請書 (略) 添付書類 1～4（略） 5 出資1口の金額の減少に係る変更の場合にあつては、財産目録及び貸借対照表並びに水産業協同組合法第53条及び第54条（これらの規定を同法第86条第2項、第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。）に規定する手続を完了したことを証する書面</p> <p>第8号様式の2（第7条関係） 定款変更届 (略) 定款を変更したので、水産業協同組合法第48条第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。 添付書類 1～3（略）</p> <p>第9号様式（第8条関係） 共済事業譲渡 共済契約移転届 (略) 共済事業 譲渡した 下記のとおり共済契約の全部を移転したので、</p>
--	--

水産業協同組合法第54条の4第4項(同法第96条第3項において準用する場合を含む。)において準用する同法第54条の2第7項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(略)

添付書類

- 1 共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転を決議した総会の議事録の謄本又は抄本
- 2～4 (略)

第10号様式 (第9条関係)

設立認可申請書

(略)

下記の組合の設立の認可を受けたいので、水産業協同組合法第63条第1項(同法第92条第4項及び第96条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類を添えて申請します。

(略)

添付書類

- 1～7 (略)

第10号様式の2 (第9条関係)

設立届

年 月 日

新潟県知事 様

組合の住所

組合の名称

代表者の氏名

組合を設立したので、水産業協同組合法第85条の2第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 定款 (附属書を含む。)
- 2 事業計画書
- 3 役員の住所、氏名及び資格事項を記載した書面

第12号様式 (第10条関係)

解散届

(略)

第68条
第68条

組合が解散したので、水産業協同組合法第85条
第91条
第91条
第4項 (同法第96条第5項において準用する場合)
第6項 (同法第96条第5項において準用する場合)

水産業協同組合法第54条の4第4項において準用する同法第54条の2第7項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(略)

添付書類

- 1 共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転を議決した総会の議事録の謄本又は抄本
- 2～4 (略)

第10号様式 (第9条関係)

設立認可申請書

(略)

下記の組合の設立の認可を受けたいので、水産業協同組合法第63条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(略)

添付書類

- 1～7 (略)

8 漁業生産組合の設立にあつては、水産業協同組合法第80条、第81条及び第82条第2項の条件を具備していることを証する書面

第12号様式 (第11条関係)

解散届

(略)

新潟県水産業協同組合法

組合が解散したので、水産業協同組合法
水産業協同組合法
施行細則第11条第1項

<p>の 4</p> <p>第 4</p> <p>第 6</p> <p>を含む。)</p> <p>を含む。)</p> <p>第2項の規定により、関係書類を添えて届け出 項 項 ます。</p> <p>添付書類</p> <p>(水産業協同組合法第68条第1項第1号(同法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。))又は第91条第1項第1号に該当する場合)</p> <p>1 解散の理由を記載した書面</p> <p>2 解散時における財産目録及び貸借対照表 (非出資組合で水産業協同組合法第11条第1項第5号から第7号までの事業を行わないものにあつては、財産目録)</p> <p>3 総会の議事録の謄本</p> <p>4 清算人の住所及び氏名を記載した書面</p> <p>(略)</p> <p>(水産業協同組合法第68条第6項(同法第96条第5項において準用する場合を含む。)、第85条の4第1項又は第91条第6項に該当する場合)</p> <p>(略)</p> <p>第13号様式 (第12条関係)</p> <p>合併認可申請書</p> <p>(略)</p> <p>添付書類</p> <p>1 合併に係る各組合の総会の議事録の謄本 (水産業協同組合法第69条の2第1項の規定により、理事会で決議した場合にあつては理事会の議事録の謄本、経営管理委員会で決議した場合にあつては経営管理委員会の議事録の謄本)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 水産業協同組合法第69条第4項(同法第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。))において準用する同法第53条並びに第54条第1項及び第2項の規定による手続を完了したことを証する書面(出資組合が合併する場合に限る。)</p> <p>9・10 (略)</p> <p>第14号様式 (第12条関係)</p> <p>合併認可申請書</p> <p>(略)</p> <p>添付書類</p> <p>1～7 (略)</p>	<p>第68条第5項の規定により、関係書類を 第91条第5項</p> <p>添えて届け出ます。</p> <p>添付書類</p> <p>(略)</p> <p>(水産業協同組合法第68条第5項(同法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。))又は第91条第5項に該当する場合)</p> <p>(略)</p> <p>第13号様式 (第12条関係)</p> <p>合併認可申請書</p> <p>(略)</p> <p>添付書類</p> <p>1 合併に係る各組合の総会の議事録の謄本 (水産業協同組合法第69条の2第1項の規定により、理事会で議決した場合にあつては理事会の議事録の謄本、経営管理委員会で議決した場合にあつては経営管理委員会の議事録の謄本)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 水産業協同組合法第69条第4項(同法第86条第4項、第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。))において準用する同法第53条並びに第54条第1項及び第2項の規定による手続を完了したことを証する書面(出資組合が合併する場合に限る。)</p> <p>9・10 (略)</p> <p>第14号様式 (第12条関係)</p> <p>合併認可申請書</p> <p>(略)</p> <p>添付書類</p> <p>1～7 (略)</p>
---	--

8 水産業協同組合法第69条第4項(同法第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)において準用する同法第53条並びに第54条第1項及び第2項の規定による手続を完了したことを証する書面(出資組合が合併する場合に限る。)

9～12 (略)

8 水産業協同組合法第69条第4項(同法第86条第4項、第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)において準用する同法第53条並びに第54条第1項及び第2項の規定による手続を完了したことを証する書面(出資組合が合併する場合に限る。)

9～12 (略)

第14号様式の2 (第12条関係)

合併届

年 月 日

新潟県知事 様
 組合の住所
 組合の名称
 代表者の氏名

組合が合併したので、水産業協同組合法第85条の5第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 合併の理由を記載した書面
- 2 合併後の組合又は合併により設立された組合の定款(附属書を含む。)
- 3 合併後の組合又は合併により設立された組合の事業計画書
- 4 役員の住所、氏名及び資格事項を記載した書面

第14号様式の3 (第12条の2関係)

組織変更届

年 月 日

新潟県知事 様
 組合の住所
 組合の名称
 代表者の氏名

株式会社へ組織変更したので、水産業協同組合法第86条の10の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 組織変更計画
- 2 組織変更計画を承認した総会の議事録の謄本
- 3 登記事項証明書

第16号様式 (第14条関係)

決議等取消請求書

(略)

水産業協同組合法第125条第1項(同法第51条の2第7項、第52条第6項及び第125条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、違反の事実があるので、下記のとおり、関係書類を添えて選挙(当選)の取消しを請求します。

第16号様式 (第14条関係)

議決等取消請求書

(略)

水産業協同組合法第125条第1項の規定により、違反の事実があるので、下記のとおり、関係書類を添えて選挙(当選)の取消しを請求します。

えて選挙(当選)の取消しを請求します。
 (略)
 1・2 (略)
 3 決議又は選挙若しくは当選の決定の日
 4 (略)
 (略)

第17号様式(第15条関係)

団体協約締結報告書

(略)

団体協約を締結したので、下記のとおり締結した事項について、新潟県水産業協同組合法施行細則第15条の規定により、関係書類を添えて報告します。

(略)

- 1 団体協約の相手方の住所及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 - 2 団体協約の内容
- 添付書類
- 1 団体協約に係る契約書の写し
 - 2 団体協約の締結を決議した理事会の議事録の謄本又は抄本

第18号様式(第16条関係)

就任
役員等退任届

(略)

添付書類

(新潟県水産業協同組合法施行細則第16条第1項に該当する場合)

- 1 (略)
- 2 役員を選任した場合にあつては、役員を選任を決議した総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- 3 組合長又は組合長に事故があるときにその職務を代理する役員を選任した場合にあつては、それらの選任を決議した理事会の議事録の謄本又は抄本

(新潟県水産業協同組合法施行細則第16条第2項に該当する場合)

参事又は会計主任の選任を決議した理事会の議事録の謄本又は抄本

(新潟県水産業協同組合法施行細則第16条第3項に該当する場合)

- 1 (略)
- 2 理事が水産業協同組合法第38条第9項の規定により退任する場合にあつては、解任の請求を決議した総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- 3 役員が水産業協同組合法第42条第7項の規

(略)
 1・2 (略)
 3 議決又は選挙若しくは当選の決定の日
 4 (略)
 (略)

第17号様式(第15条関係)

団体協約
専用契約締結報告書

(略)

団体協約

専用契約を締結したので、下記のとおり締結した事項について、新潟県水産業協同組合法施行細則第15条の規定により、関係書類を添えて報告します。

(略)

- 1 団体協約又は専用契約の相手方の住所及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 - 2 団体協約又は専用契約の内容
- 添付書類
- 1 団体協約又は専用契約に係る契約書の写し
 - 2 団体協約又は専用契約の締結を議決した理事会の議事録の謄本又は抄本

第18号様式(第16条関係)

就任
役員等退任届

(略)

添付書類

(新潟県水産業協同組合法施行細則第16条第1項に該当する場合)

- 1 (略)
- 2 役員を選任した場合にあつては、役員を選任を議決した総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- 3 組合長又は組合長に事故があるときにその職務を代理する役員を選任した場合にあつては、それらの選任を議決した理事会の議事録の謄本又は抄本

(新潟県水産業協同組合法施行細則第16条第2項に該当する場合)

参事又は会計主任の選任を議決した理事会の議事録の謄本又は抄本

(新潟県水産業協同組合法施行細則第16条第3項に該当する場合)

- 1 (略)
- 2 理事が水産業協同組合法第38条第9項の規定により退任する場合にあつては、解任の請求を議決した総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- 3 役員が水産業協同組合法第42条第7項の規

定により退任する場合にあっては、改選又は解任の請求を決議した総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

- 4 参事又は会計主任が解任により退任する場合にあっては、解任を決議した理事会の議事録の謄本又は抄本

第19号様式（第17条関係）

理事会承認報告書

(略)

理事会で承認した事項について、新潟県水産業協同組合法施行細則第17条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

(略)

- 1 理事の住所及び氏名
- 2 取引の内容

添付書類 取引の承認を決議した理事会（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員会）の議事録の謄本又は抄本

第22号様式（第20条関係）

総会（総会の部会・総代会）決議事項等報告書

(略)

総会（総会の部会・総代会）が終了したので、決議し、又は報告した事項について、新潟県水産業協同組合法施行細則第20条の規定により、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- 1～3 (略)

- 4 通常総会（通常総代会）において決議し、又は報告した事項にあっては、水産業協同組合法第40条第2項に規定する書類及び翌事業年度の事業計画書

定により退任する場合にあっては、改選又は解任の請求を議決した総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

- 4 参事又は会計主任が解任により退任する場合にあっては、解任を議決した理事会の議事録の謄本又は抄本

第19号様式（第17条関係）

契約報告書

(略)

理事と契約を締結したので、下記のとおり契約した事項について、新潟県水産業協同組合法施行細則第17条の規定により、関係書類を添えて報告します。

(略)

- 1 契約の相手方である理事の住所及び氏名
- 2 契約の内容

添付書類

- 1 契約書の写し
- 2 契約の承認を議決した理事会（水産業協同組合法第34条の2第3項の組合にあっては、経営管理委員会）の議事録の謄本又は抄本

第22号様式（第20条関係）

総会（総会の部会・総代会）議決事項等報告書

(略)

総会（総会の部会・総代会）が終了したので、議決し、又は報告した事項について、新潟県水産業協同組合法施行細則第20条の規定により、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- 1～3 (略)

- 4 通常総会（通常総代会）において議決し、又は報告した事項にあっては、水産業協同組合法第40条第2項に規定する書類及び翌事業年度の事業計画書

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第11号

新潟県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県営住宅条例施行規則（昭和40年新潟県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																				
第21号様式（第16条関係） 県営住宅入居者収入申告書 (略)	第21号様式（第16条関係） 県営住宅入居者収入申告書 (略)																																				
(略)	(略)																																				
<table border="1"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(イ) 給与所得者又は公的年金等に係る雑所得者</td> <td style="text-align: center;">万円× 人</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ロ) 同居者又は同居外の同一生計配偶者若しくは扶養親族</td> <td style="text-align: center;">万円× 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ハ) 同一生計配偶者で70歳以上の者又は老人扶養親族</td> <td style="text-align: center;">万円× 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ニ) 特定扶養親族</td> <td style="text-align: center;">万円× 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ホ) 障害者 (特別障害者)</td> <td style="text-align: center;">万円× 人 (万円× 人)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ヘ) 寡婦</td> <td style="text-align: center;">万円× 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ト) ひとり親</td> <td style="text-align: center;">万円× 人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(イ) 給与所得者又は公的年金等に係る雑所得者	万円× 人	円	(ロ) 同居者又は同居外の同一生計配偶者若しくは扶養親族	万円× 人		(ハ) 同一生計配偶者で70歳以上の者又は老人扶養親族	万円× 人		(ニ) 特定扶養親族	万円× 人		(ホ) 障害者 (特別障害者)	万円× 人 (万円× 人)		(ヘ) 寡婦	万円× 人		(ト) ひとり親	万円× 人		<table border="1"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(イ) 同居者・同居外の扶養親族（同一生計配偶者）</td> <td style="text-align: center;">万円× 人</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ロ) 老人扶養親族（同一生計配偶者で70歳以上の者）</td> <td style="text-align: center;">万円× 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ハ) 特定扶養親族</td> <td style="text-align: center;">万円× 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ニ) 障害者（特別障害者）</td> <td style="text-align: center;">万円× 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ホ) 寡婦（寡夫）</td> <td style="text-align: center;">万円× 人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(イ) 同居者・同居外の扶養親族（同一生計配偶者）	万円× 人	円	(ロ) 老人扶養親族（同一生計配偶者で70歳以上の者）	万円× 人		(ハ) 特定扶養親族	万円× 人		(ニ) 障害者（特別障害者）	万円× 人		(ホ) 寡婦（寡夫）	万円× 人	
(イ) 給与所得者又は公的年金等に係る雑所得者	万円× 人	円																																			
(ロ) 同居者又は同居外の同一生計配偶者若しくは扶養親族	万円× 人																																				
(ハ) 同一生計配偶者で70歳以上の者又は老人扶養親族	万円× 人																																				
(ニ) 特定扶養親族	万円× 人																																				
(ホ) 障害者 (特別障害者)	万円× 人 (万円× 人)																																				
(ヘ) 寡婦	万円× 人																																				
(ト) ひとり親	万円× 人																																				
(イ) 同居者・同居外の扶養親族（同一生計配偶者）	万円× 人	円																																			
(ロ) 老人扶養親族（同一生計配偶者で70歳以上の者）	万円× 人																																				
(ハ) 特定扶養親族	万円× 人																																				
(ニ) 障害者（特別障害者）	万円× 人																																				
(ホ) 寡婦（寡夫）	万円× 人																																				
(略)	(略)																																				

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第321号

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第66条第1項の規定による自動車税（種別割）の税率の特例の適用を受ける自動車として、次のものを令和2年度分から適用する。

令和3年3月23日

新潟県知事 花 角 英 世

適用区分	適用を受ける自動車の主たる定置場	適用年度
第1号の適用を受ける自動車	妙高市大字杉野沢3178-295	令和2年度分から

◎新潟県告示第322号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定（昭和52年4月新潟県告示第833号）を次のとおり改正し、令和3年3月23日から実施する。

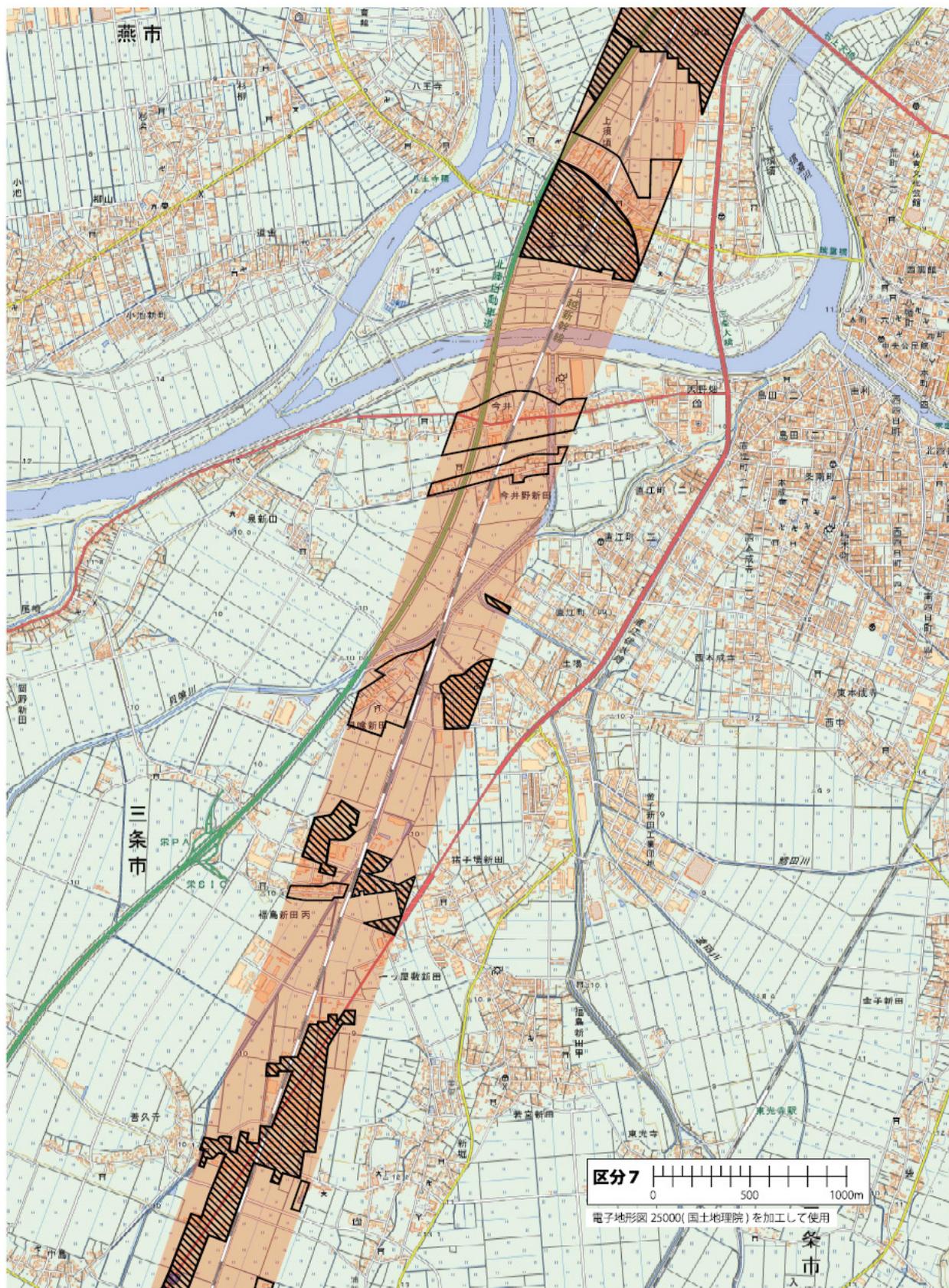
令和3年3月23日

新潟県知事 花 角 英 世

別図のうち区分7を次のとおり改める。

凡例

	地域の類型Ⅰ地域
	地域の類型Ⅱ地域



◎新潟県告示第323号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和3年3月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 講習会の主催者の名称及び住所
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター（理事長 上原 至雅）
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 業務部
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 3 講習会場、講習日程及び講習科目
 - (1) 講習会場の名称及び所在地
興和ビル
新潟県新潟市中央区新光町6番地1
 - (2) 講習日程及び講習科目
第1日（9月27日）公衆衛生（4時間）
衛生管理（2時間）
第2日（10月4日）衛生管理（6時間）
第3日（10月5日）衛生管理（6時間）
- 4 受講資格
令和3年7月21日までに、理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事したものであること。
- 5 受講料
1人 16,000円

◎新潟県告示第324号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和3年3月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 講習会の主催者の名称及び住所
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター（理事長 上原 至雅）
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 業務部
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 3 講習会場、講習日程及び講習科目
 - (1) 講習会場の名称及び所在地
興和ビル
新潟県新潟市中央区新光町6番地1
 - (2) 講習日程及び講習科目
第1日（9月27日）公衆衛生（4時間）
衛生管理（2時間）
第2日（10月4日）衛生管理（6時間）
第3日（10月5日）衛生管理（6時間）
- 4 受講資格
令和3年7月21日までに、美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事したものであること。
- 5 受講料
1人 16,000円

◎新潟県告示第325号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和3年3月23日

新潟県知事 花角 英世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
放課後等デイサービス	ココンプラス西新発田	新発田市富塚町1丁目17番2号	Mioメディカルマネージメント株式会社	令和3年3月1日
放課後等デイサービス	共生ふれんど	南魚沼市五日町7番8号	一般社団法人S&P	令和3年3月1日
児童発達支援				
放課後等デイサービス	放課後等デイサービスらくら	新発田市城北町2丁目8番16号	ジョワイズ合同会社	令和3年3月1日

◎新潟県告示第326号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第1項及び第19条第1項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新及び変更登録を行った。

令和3年3月23日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15035	登録年月日	平成18年3月23日	
登録検査機関の名称	株式会社 千手			
代表者氏名	代表取締役 榎間 英樹			
主たる事務所の所在地	新潟県十日町市中屋敷581番地			
登録の区分	品位等検査			
農産物の種類	国内産玄米、国内産大豆			
農産物検査を行う区域	農産物検査員			
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
新潟県	榎間 英樹	新潟県十日町市伊勢平治553-1	玄米、大豆	K1517175
	高橋 聡	新潟県十日町市上新井2-2	玄米	K1526047
	星名 徹	新潟県十日町市木落635-2	玄米	K152020005
備考	略称『(株)千手』 令和3年3月23日 農産物の種類の変更登録及び登録更新。検査員合計3名。			

◎新潟県告示第327号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第1項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行った。

令和3年3月23日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15034	登録年月日	平成18年3月23日					
登録検査機関の名称	有限会社 魚沼米穀							
代表者氏名	代表取締役 井上 大樹							
主たる事務所の所在地	新潟県魚沼市根小屋156番地 1							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産玄米							
農産物検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先			
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	井上 大樹	新潟県魚沼市堀之内3354	玄米	K1517174				
備考	略称『(有)魚沼米穀』 令和3年3月23日 登録更新。							

◎新潟県告示第328号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を令和3年3月23日から令和3年4月6日まで縦覧に供する。

令和3年3月23日

新潟県知事 花角 英世

届出事項

- 1 発起人の住所及び氏名
新潟県村上市岩船地蔵町3番33号
脇坂 三重城
新潟県村上市岩船岸見寺町1番7号
丸山 久雄
新潟県村上市岩船地蔵町3番2号
長濱 正高
- 2 加入区 村上市岩船港加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
新潟漁業協同組合

◎新潟県告示第329号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和3年3月23日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県新潟市北区太夫浜97の13、97の14、105の11から105の14まで、105の38から105の41まで、113の37
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

◎新潟県告示第330号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、魚沼市の一部を受益地域とする県営金ケ沢地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月23日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間
令和3年3月24日から令和3年4月20日まで

3 縦覧に供する場所
魚沼市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第331号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営珠田地区農用地保全施設整備(ため池等整備「地震・豪雨対策型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月23日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間
令和3年3月23日から令和3年4月20日まで

3 縦覧に供する場所
十日町市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第332号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和3年3月23日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
池平	農業用排水施設整備（基幹水利施設ストックマネジメント）事業	魚沼市	令和3年1月20日

◎新潟県告示第333号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和3年3月23日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
室野第2	農用地保全施設整備（ため池等整備「老朽ため池」）事業	十日町市	令和2年11月27日

◎新潟県告示第334号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和3年3月23日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
正面ヶ原	農用地保全施設整備（ため池等整備「用排水施設整備」）事業	中魚沼郡津南町	令和2年7月9日

◎新潟県告示第335号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、燕市を地域とする県営区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業花見地区（全換地区）に係る換地処分をした。

令和3年3月23日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第336号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和3年3月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 起業者の名称
上越市
- 2 事業の種類
（仮称）上越市役所木田庁舎駐車場整備事業
- 3 起業地
（1）収用の部分

上越市新光町一丁目及び春日野一丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

(仮称)上越市役所木田庁舎駐車場整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎その他直接その事務又は事業の用に供する施設に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、上越市一般会計予算により本件事業に係る財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

上越市では、平成17年1月に周辺14市町村が合併して以降、旧上越市役所の木田庁舎(以下「木田庁舎」という。)に市の主要部門を配置し、行政機能の集約を図ってきたが、平成29年8月の火災により木田庁舎の一部が焼失して使えなくなり、現在は複数の部署が木田庁舎以外の施設に分散して業務を行っている。

こうした中、上越市は、「上越市庁舎再編(配置の最適化)の基本方針」を策定し、市民の利便性向上や行政運営の効率化等を図るため、行政機能を木田庁舎に再度集約する庁舎再編を行うこととした。

しかし、木田庁舎は、職員駐車場が不足しており、周辺にも民間の貸駐車場が少ないため、庁舎再編により通勤する職員が増加することから、駐車場の不足は一層深刻化する。

本件事業は、こうした課題に対応するものであり、木田庁舎の職員駐車場の不足が改善され、上越市の庁舎再編が円滑に行われることにより、市民の利便性向上及び行政運営の効率化等に寄与すると考えられることから、公益に大きく資するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業による周辺環境への影響について、環境影響評価法(平成9年法律第81号)に定める対象事業の要件に該当しないため、環境影響評価を実施しないが、本件事業は工事施工の必要がなく、また、起業者は施設の供用に当たり、騒音、振動等の影響を最小限に抑える措置を講ずるとしていることから、周辺の生活環境に与える影響は少ないものと見込まれる。

本件起業地において、保護の対象となる希少な動植物の生息は確認されていない。また、本件起業地に、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に規定する史跡、周知の埋蔵文化財包蔵地等は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、木田庁舎周辺の3箇所を候補地として選定の上、職員の利便性や経済性等を考慮して比較検討した結果、最適地としたものであり、最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与すると認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

上越市は令和3年度に庁舎再編を行う予定であり、駐車場の確保も同時期に行う必要があることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の理由があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

- 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
上越市役所財務部用地管財課
-

◎新潟県告示第337号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 都市計画の種類及び名称
種類 新潟都市計画地区計画（新潟市決定）
名称 市場周辺地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第338号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 長岡都市計画地区計画（長岡市決定）
名称 陽光台地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第339号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 施行者の名称
小千谷市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 小千谷都市計画下水道事業
(2) 名称 小千谷市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和59年2月28日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
なし
(2) 使用の部分
変更なし
-

◎新潟県告示第340号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月23日

新潟県知事 花 角 英 世

1 施行者の名称

長岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 長岡都市計画下水道事業

(2) 名称 長岡市第2号公共下水道

3 事業施行期間

昭和53年3月22日から令和10年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和53年新潟県告示第584号、昭和56年新潟県告示第1117号、昭和57年新潟県告示第1183号、昭和59年新潟県告示第1527号、昭和60年新潟県告示第2656号、昭和62年新潟県告示第952号、昭和63年新潟県告示第74号、平成2年新潟県告示第3036号、平成3年新潟県告示第1444号、平成8年新潟県告示第2316号、平成12年新潟県告示第773号、平成14年新潟県告示第1833号、平成20年新潟県告示第607号、平成22年新潟県告示第1258号、平成26年新潟県告示第498号の事業地のうち、青葉台1丁目、宮本1丁目字蛇山、白鳥町字蛇山、字浦ノ越及び字鴨取、雲出町字立川、五反田町字田尻及び字曲り田、関原町1丁目字諏訪越、字腰巻、字御蔵分、字水道堰、字君跡、字畑ヶ田、字龍子田、字中縄手及び字樋詰、王番田町字徳平、字能白及び字平島、高瀬町字浦田及び字前田、南新保町字江端及び字柳田、堺町字中江並びに福道町字前田を事業地から削る。

(2) 使用の部分

福道町字前田から青葉台1丁目までの区間内を加える。

◎新潟県告示第341号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月23日

新潟県知事 花 角 英 世

1 施行者の名称

南魚沼市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 南魚沼都市計画下水道事業

(2) 名称 南魚沼市公共下水道

3 事業施行期間

昭和58年12月20日から令和8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

変更なし

◎新潟県告示第342号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月23日

新潟県知事 花 角 英 世

1 施行者の名称

南魚沼市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 南魚沼都市計画下水道事業

(2) 名称 南魚沼市大和公共下水道

- 3 事業施行期間
昭和62年9月25日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

◎新潟県告示第343号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり施行する。

令和3年3月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称
新潟県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 長岡都市計画、小千谷都市計画及び川口都市計画下水道事業
(2) 名称 信濃川下流流域下水道（長岡処理区）
- 3 事業施行期間
昭和56年3月10日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

◎新潟県告示第344号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、平成11年10月1日新潟県告示第1774号で指定した次の港湾施設を廃止する。

令和3年3月23日

直江津港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

種類	名称	位置	数量及び能力
荷さばき施設	コンテナクレーン	上越市大字 黒井字添地 内	ロープトロリ式橋形クレーン 1基 吊上荷重 公称 46.2 t 定格荷重 スプレッド使用時 30.5 t フック使用時 40.0 t

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、全戸配布広報紙「県民だより」新聞折込業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年3月23日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(2) 履行期間

契約日から令和4年3月31日まで

(3) 履行場所

仕様書の折込地域のとおり

(4) 入札方法

相手方の決定にあたっては、仕様書に記載の各規格に係る単価に各折込数量を乗じ、それらを合算した総価を用いる。なお、契約方式は「複数単価契約」とし、規格ごとに単価契約を行うものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、競争加入者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 県内の新聞販売店を通じ、新聞購読戸に折込日にあわせて確実に配布できること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 指名停止期間中の者でないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社及び営業所等名称は問わない。)が所在する者であること。

(7) 受託業務及び人事管理を主業務とする担当者を常時1人以上配置し、急な欠員等に対して代替要員を確保し業務を確実に履行する即応体制が取れる者であること。

(8) 入札説明書の交付を受け、入札参加資格を確認された者であること。

(9) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

(10) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事政策局広報広聴課広報係

電話番号 025-280-5014(直通)

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和3年3月30日(火)まで上記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札の日時及び場所

令和3年4月2日(金) 午後2時

新潟県庁行政庁舎16階入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札保証金は、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5以上を納付すること。

ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第43条第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

落札価格の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札参加者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した競争参加資格を証明する書類等を令和3年3月

30日(火)午後5時までに、上記3(1)に定める場所に提出し、契約担当者の確認を受けなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した調達役務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 議会の同意

当該契約は、議会の同意があったときに本契約となる。

大規模小売店舗の新設について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和3年3月23日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ニトリ南魚沼店

所在地 南魚沼市美佐島字陣場1816 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

・氏名又は名称 株式会社ニトリ

法人代表者氏名 代表取締役 似鳥 昭雄

住所 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

・氏名又は名称 株式会社ニトリ

法人代表者氏名 代表取締役 似鳥 昭雄

住所 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和3年12月1日

4 大規模小売店舗の店舗面積の合計

計2,394平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

・位置 届出書に添付された図面のとおり

・収容台数 計38台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

・位置 届出書に添付された図面のとおり

・収容台数 計13台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

・位置 届出書に添付された図面のとおり

・面積 計40.0平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

・位置 届出書に添付された図面のとおり

・容量 計26.3立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社ニトリ
午前9時00分から午後9時00分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 1箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分から午後9時00分
- 7 届出年月日
令和3年3月11日
 - 8 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
(なお、南魚沼市産業振興部商工観光課でも閲覧ができます。)
 - 9 縦覧期間
令和3年3月23日から令和3年7月23日まで
 - 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

教育委員会告示

新潟県立三条東高等学校	普通			200	240	240				新潟県立三条東高等学校	普通			240	240	240					
(略)										(略)											
新潟県立吉田高等学校	普通			80	120	120				新潟県立吉田高等学校	普通			120	120	120					
(略)										(略)											
新潟県立加茂農林高等学校		生産技術		40	80	80				新潟県立加茂農林高等学校		生産技術		80	80	80					
		環境緑地		40	40	40						環境緑地		40	40	40					
		生物工学		40	40	40						生物工学		40	40	40					
		食品技術		40	40	40						食品技術		40	40	40					
(略)									(略)												
新潟県立堀之内高等学校		普通 (単位制)							320	新潟県立堀之内高等学校		普通 (単位制)								360	
(略)										(略)											
(略)										(略)											
(略)										(略)											
新潟県立八海高等学校		普通		80	80	80				新潟県立八海高等学校		普通		80	80	40					
新潟県立塩沢商工高等学校		機械システム				80				新潟県立塩沢商工高等学校		機械システム				80					
		地域創造工学		80	80							地域創造工学		80							
		商業		40	40	40						商業		40	40	40					
		普通		200	240	240						普通		240	240	240					
新潟県立十日町高等学校		普通		40	40	40	40		新潟県立十日町高等学校		普通		40	40	40	40	40				
新潟県立十日町総合高等学校	松之山分校	普通		40	40	40			新潟県立十日町総合高等学校	松之山分校	普通		40	40	40						
新潟県立松代高等学校		総合 (単位制)							480	新潟県立松代高等学校		総合 (単位制)								520	
(略)				40	80	80				(略)			80	80	80						
新潟県立柏崎常盤高等学校		普通		80	120	120				新潟県立柏崎常盤高等学校		普通		120	120	120					
新潟県立柏崎総合高等学校		総合 (単位制)							360	新潟県立柏崎総合高等学校		総合 (単位制)								400	
新潟県立柏崎工業高等学校		機械				40	40			新潟県立柏崎工業高等学校		機械			40	40	40				
		電子機械				40	40					電子機械			40	40	40				
		電気				40	40					電気			40	40	40				
		工業化学				40	40					工業化学			40	40	40				
		機械創造		40																	
		電気技術		40																	
環境化学		40																			
新潟県立出雲崎高等学校		普通 (単位制)							240	新潟県立出雲崎高等学校		普通 (単位制)								280	
(略)										(略)											
(略)										(略)											
(略)										(略)											
(略)										(略)											
(略)										(略)											
新潟県立久比岐高等学校		普通		40	40	80				新潟県立久比岐高等学校		普通		40	80	80					
新潟県立有恒高等学校		普通		40	40	80				新潟県立有恒高等学校		普通		40	80	80					
新潟県立新井高等学校		総合 (単位制)							440	新潟県立新井高等学校		総合 (単位制)								480	
新潟県立糸魚川高等学校		普通		120	160	200				新潟県立糸魚川高等学校		普通		160	200	200					
(略)										(略)											
(略)										(略)											
新潟県立佐渡高等学校		普通		160	200	200				新潟県立佐渡高等学校		普通		200	200	200					
新潟県立羽茂高等学校	相川分校	普通 (単位制)							160	新潟県立羽茂高等学校	相川分校	普通 (単位制)								160	
(略)				40	40	80				(略)				40	80	80					
(略)										(略)											

◎新潟県教育委員会告示第4号

県立学校の名称、位置、課程、学科、部及び収容定員等の指定（平成5年新潟県教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月23日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後								改正前								
別表第2 県立中等教育学校								別表第2 県立中等教育学校								
県立学校の名称	全日制の課程の学科(後期課程)	収容定員						県立学校の名称	全日制の課程の学科(後期課程)	収容定員						
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年			第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	
(略)								(略)								
(略)								(略)								
(略)								(略)								
(略)								(略)								
新潟県立直江津中等教育学校	普通	80	120	120	120	120	120	新潟県立直江津中等教育学校	普通	120	120	120	120	120	120	120
新潟県立佐渡中等教育学校	普通	40	40	80	80	80	80	新潟県立佐渡中等教育学校	普通	40	80	80	80	80	80	80

新潟海区漁業調整委員会指示

◎新潟海区漁業調整委員会指示第1号

新潟海区の河川の河口付近におけるさけ及びますの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

なお、指示の有効期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

令和3年3月23日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域においては、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、さけ及びますを採捕してはならない。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

名称	禁止区域	禁止期間
勝木川河口	河口中央より半径700メートル以内の海域	さけにあつては10月1日から12月31日まで ますにあつては3月1日から6月15日まで
名立川河口		
能生川河口		
谷根川河口	河口中央より半径600メートル以内の海域	
桑取川河口		
早川河口	河口中央より半径450メートル以内の海域	

◎新潟海区漁業調整委員会指示第2号

新潟海区の河川の河口付近におけるさけ及びますの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

なお、指示の有効期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

令和3年3月23日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域（ただし、新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第38条の規定に定める海域を除く。）においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間は、さけ及びますを採捕してはならない。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

名称	禁止区域	禁止期間
大川河口	河口中央より半径1,000メートル	さけにあつては10月1日から12月31日まで

	以内の海域	ますにあつては3月1日から6月15日まで
荒川河口	河口中央より半径850メートル以内の海域	
胎内川河口	河口中央より半径800メートル以内の海域	
加治川河口	河口中央より半径850メートル以内の海域	
阿賀野川河口	河口中央より半径1,100メートル以内の海域	
信濃川河口	河口中央より半径800メートル以内の海域	
関屋分水路河口	河口中央より半径750メートル以内の海域	
大河津分水路河口	河口中央より半径850メートル以内の海域	
姫川河口	河口中央より半径800メートル以内の海域	

◎新潟海区漁業調整委員会指示第3号

新潟海区の河川の河口付近におけるさけ及びますの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

なお、指示の有効期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

令和3年3月23日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であつて同表の中欄に掲げる区域（ただし、新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第38条の規定に定める海域を除く。）においては、同表の右欄に掲げる期間は、刺し網漁業によりさけ及びますを採捕してはならない。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

名 称	禁 止 区 域	禁 止 期 間
三面川河口	河口中央より半径850メートル以内の海域	さけにあつては10月1日から12月31日まで ますにあつては3月1日から6月15日まで

◎新潟海区漁業調整委員会指示第4号

新潟海区の河川の河口付近におけるさけの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

なお、指示の有効期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

令和3年3月23日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる期間は、さけを採捕してはならない。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

名 称	禁 止 区 域	禁 止 期 間
田海川河口	河口中央より半径400メートル以内の海域	10月1日から12月31日まで

◎新潟海区漁業調整委員会指示第5号

新潟海区における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり制限する。

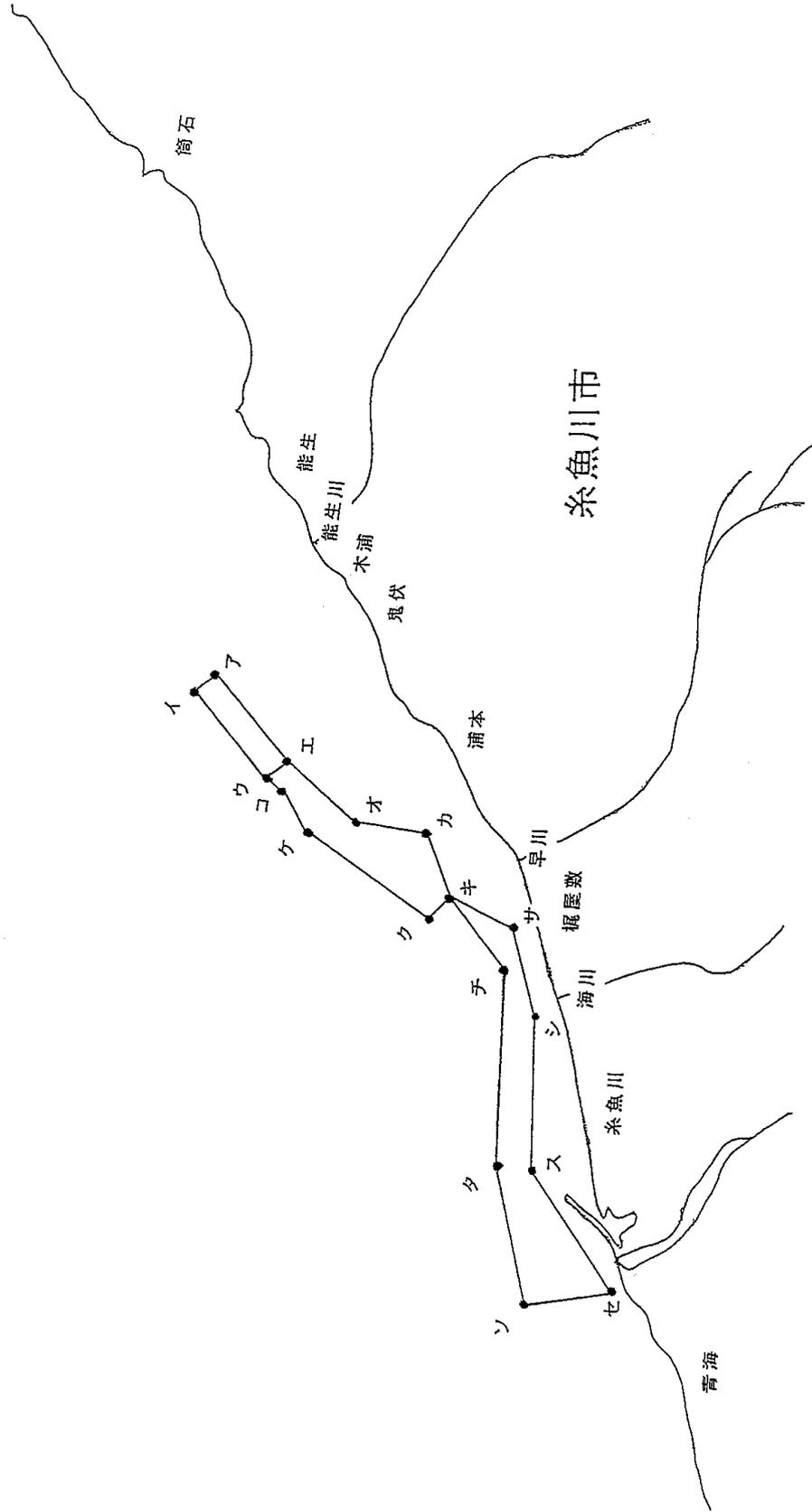
なお、この指示の有効期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

令和3年3月23日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

1 禁止区域	<p>(1) コンクリート面で造成したいわのり漁場の周囲100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(2) わかめ養殖施設の周囲100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(3) 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を結んだ線によって囲まれた海域のまき餌使用禁止（糸魚川市鬼伏沖）</p> <p>ア 北緯37度07.00分、東経137度57.07分の点</p> <p>イ 北緯37度07.21分、東経137度56.86分の点</p> <p>ウ 北緯37度06.37分、東経137度55.78分の点</p> <p>エ 北緯37度06.15分、東経137度55.97分の点</p> <p>(4) 次のウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びウの各点を結んだ線によって囲まれた海域のまき餌使用禁止（糸魚川市浦本沖）</p> <p>ウ 北緯37度06.37分、東経137度55.78分の点</p> <p>エ 北緯37度06.15分、東経137度55.97分の点</p> <p>オ 北緯37度05.35分、東経137度55.24分の点</p> <p>カ 北緯37度04.58分、東経137度55.09分の点</p> <p>キ 北緯37度04.30分、東経137度54.28分の点</p> <p>ク 北緯37度04.53分、東経137度54.04分の点</p> <p>ケ 北緯37度05.89分、東経137度55.09分の点</p> <p>コ 北緯37度06.20分、東経137度55.61分の点</p> <p>(5) 次のキ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ及びキの各点を結んだ線によって囲まれた海域のまき餌使用禁止（糸魚川市早川から姫川沖）</p> <p>キ 北緯37度04.30分、東経137度54.28分の点</p> <p>サ 北緯37度03.62分、東経137度53.93分の点</p> <p>シ 北緯37度03.35分、東経137度52.84分の点</p> <p>ス 北緯37度03.37分、東経137度51.00分の点</p> <p>セ 北緯37度02.48分、東経137度49.63分の点</p> <p>ソ 北緯37度03.40分、東経137度49.46分の点</p> <p>タ 北緯37度03.73分、東経137度51.03分の点</p> <p>チ 北緯37度03.70分、東経137度53.39分の点</p>
2 漁具制限	<p>船釣りにおいては、まき餌かご、まき餌袋等によるまき餌使用は認めるが、直接海中に投じるまき餌は禁止</p>

上越地区 まき餌使用禁止区域



新潟海区漁業調整委員会告示

◎新潟海区漁業調整委員会告示第1号

新潟海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程（平成6年新潟海区漁業調整委員会告示第3号）の一部を次のように改正し、公布の日から実施する。

令和3年3月23日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 新潟海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）<u>第86条第1項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第89条第1項、第92条第1項及び第2項並びに第93条第1項（これらの規定を法第88条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第116条第2項及び第3項並びに第177条第14項において準用する同条第6項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この規定に定めるところによる。</u></p> <p>(開催の決定)</p> <p>第2条 委員会において、意見の聴取を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。</p> <p>(会議上の拘束)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(期日及び案件の公示)</p> <p>第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、<u>令第9条第1項において準用する行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(意見の聴取の期日の変更)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 新潟海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）<u>第10条、第34条第4項、第37条第1項、第38条第1項並びに第39条第1項、第2項及び第13項（第36条第3項において準用する場合を含む。）並びに第38条第3項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。</u></p> <p>(開催の決定)</p> <p>第2条 委員会において、意見の聴取（<u>法第10条の規定による処分に係る意見の聴取を除く。以下次条から第13条において同じ。</u>）を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。</p> <p>(会議上の拘束)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(期日及び案件の公示)</p> <p>第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、<u>令第1条の2において準用する行政手続法第15条第1項第1号から第3号に掲げる事項を公示する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(意見の聴取の期日の変更)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及</p>

び参加人（意見の聴取の期日を変更した時までに令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

（意見の聴取の期日における審理の方式）

第6条（略）

（参加人の参加許可の手続）

第7条 令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する書面を提出してするものとする。

（補佐人の出頭許可の手続）

第8条 令第9条第1項において準用する行政手続

び参加人（意見の聴取の期日を変更した時までに令第1条の2において準用する行政手続法第17条第1項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

（意見の聴取の期日における審理の方式）

第6条（略）

（参加人の参加許可の手続）

第7条 令第1条の2において準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所を記載し、並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する書面を提出してするものとする。

（文書等閲覧の手続）

第8条 法第34条第7項（第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出してするものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて当該閲覧の請求が必要となった場合については、口頭でできるものとする。

2 委員会は、当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条、第11条第3項及び第12条第2項において「当事者等」という。）に対し閲覧を認めるときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。この場合において、委員会は意見の聴取を行うべき期日までに当事者等に十分な弁明の準備をさせるため必要な期間を与えるよう配慮するものとする。

3 委員会は、当事者等から意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合において、当該審理で当該資料を閲覧させることができないときは、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。ただし、法第34条第7項後段（第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項において準用する場合を含む。）の規定によりその閲覧を拒んだ場合はこの限りでない。

（補佐人の出頭許可の手続）

第9条 令第1条の2において準用する行政手続法

法第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

2 (略)

(陳述書の記載事項)

第9条 令第9条第1項において準用する行政手続法第21条第1項に規定する陳述書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに陳述書に係る事案についての意見を記載するものとする。

(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)

第10条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。

(1)～(7) (略)

2 (略)

3 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張

(2)～(3) (略)

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第11条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第4項の規定による閲覧の請求は、当事者又は参加人の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知するものとする。

(意見の聴取の再開)

第12条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第9条第1項において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

2 (略)

(弁明書の記載事項)

第10条 令第1条の2において準用する行政手続法第21条第1項に規定する弁明書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに当該事案についての意見を記載するものとする。

(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)

第11条 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。

(1)～(7) (略)

2 (略)

3 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

(2)～(3) 略

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第12条 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第4項の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。

(意見の聴取の再開)

第13条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第1条の2において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(令の準用)

第14条 令第1条の2において準用する行政手続法

	<p><u>第15条（第2項第2号を除く。）</u>、<u>第16条</u>、<u>第21条</u>、<u>第23条及び第24条第1項から第3項までの規定</u>は、<u>法第10条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。</u>この場合において、<u>同法第21条第1項中「当事者または参加人」とあるのは「当事者」と</u>、<u>同法第23条第1項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、」とあるのは、「弁明書若しくは証拠を提出しない場合、」と</u>、<u>同法第24条中「当事者及び参加人」とあるのは、「当事者」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>（準用）</u> 第15条 <u>第2条から第6条まで、第9条から第11条まで及び第13条の規定は、法第10条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。</u></p>
--	--

佐渡海区漁業調整委員会指示

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐渡海区におけるかご漁業について、水産資源の繁殖保護並びに沿岸漁業の調和を図るため、次のとおり制限する。

なお、この指示の有効期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

令和3年3月23日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 兵庫 正

かご漁業は、共同漁業権漁場内において営む場合及び新潟県漁業調整規則（令和2年新潟県規則第59号）第4条第8号の許可を受けて営む場合を除き営んではならない。

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第2号

佐渡海区における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり制限する。

なお、この指示の有効期限は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

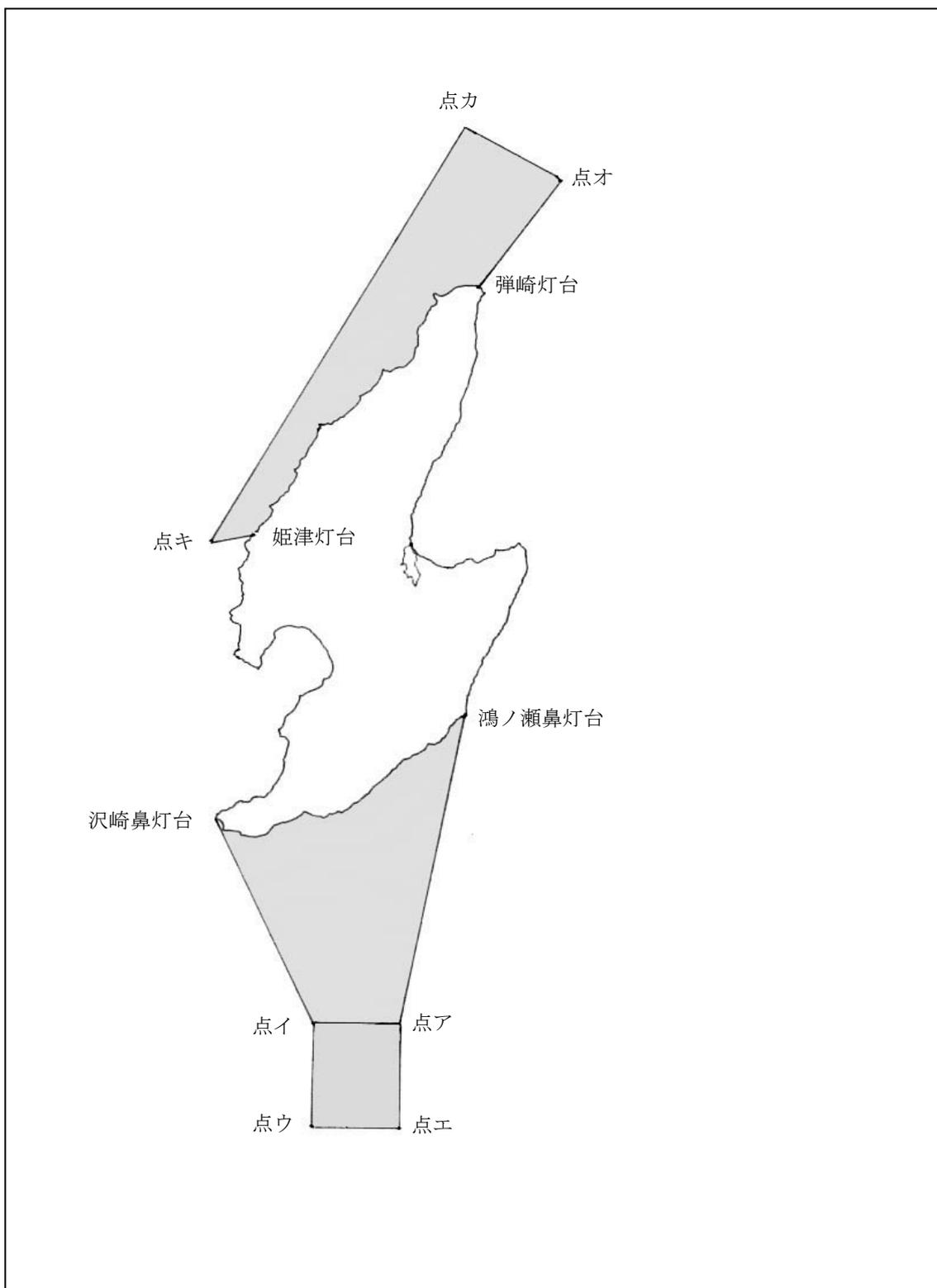
令和3年3月23日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 兵庫 正

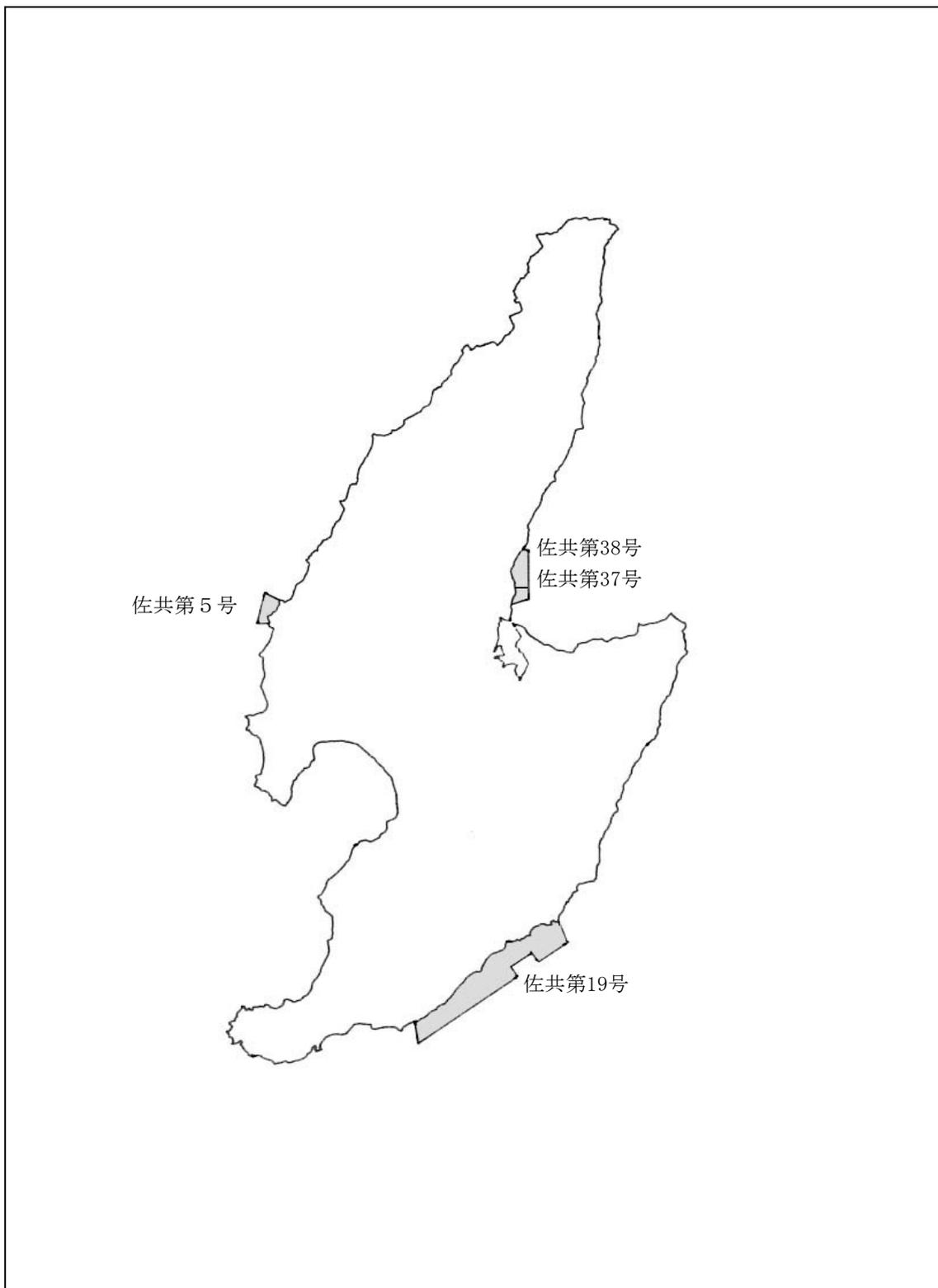
1 禁止区域	<p>(1) 加茂湖全域のまき餌使用禁止</p> <p>(2) コンクリート面で造成したいわのり漁場の周囲100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(3) わかめ養殖施設の周囲100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(4) 魚介類の蓄養、養殖施設の周囲100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(5) 下記範囲においては船釣りでのまき餌を禁止</p> <p style="margin-left: 20px;">① 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を結んだ線によって囲まれた海域のまき餌使用禁止</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 北緯37度37.18分、東経138度25.81分</p>
--------	---

	<p>イ 北緯37度37.18分、東経138度19.81分 ウ 北緯37度31.18分、東経138度19.81分 エ 北緯37度31.18分、東経138度25.81分</p> <p>② 佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点、次のア、イ、佐渡市沢崎鼻灯台中心点の各点を結んだ線および最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のまき餌使用禁止 ア 北緯37度37.18分、東経138度25.81分 イ 北緯37度37.18分、東経138度19.81分</p> <p>③ 佐渡市弾崎灯台中心点、次のオ、カ、キ、佐渡市姫津灯台中心点の各点を結んだ線および最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のまき餌使用禁止 オ 北緯38度26分、東経138度37分 カ 北緯38度29分、東経138度30分 キ 北緯38度05分、東経138度12分</p> <p>(6) 共同漁業権佐共第5号(佐渡市姫津地先)内の船だまり内のまき餌使用禁止</p>
2 漁具制限	<p>(1) 船釣りにおいてはまき餌かご、まき餌袋等を使用することを認め(ただし禁止区域あり)、直接海中に投じるまき餌を禁止</p> <p>(2) 次の共同漁業権の区域においてはオキアミ以外のまき餌は禁止</p> <p>1) 佐共第5号(佐渡市姫津地先)</p> <p>2) 佐共第19号(佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び菟場地先)</p> <p>3) 佐共第37号(平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字北平沢、字南平沢及び字船場町地先)</p> <p>4) 佐共第38号(佐渡市椿、羽吉及び平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字浜梅津地先)</p>

佐渡地区 船釣りでのまき餌使用禁止区域



佐渡地区 オキアミ以外のまき餌禁止区域



◎佐渡海区漁業調整委員会指示第3号

小規模増殖場における水産物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり禁止する。

なお、指示の有効期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

令和3年3月23日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 兵庫 正

1 禁止海域

次に掲げる点ア、イ、ウ、エの各点を順次結んで、アに至る各直線によって囲まれた海域

点ア 佐渡市稲鯨漁港防波堤灯台から217度30分（方位は「真方位」とする。以下同じ。）1,420メートルの点

点イ 佐渡市稲鯨漁港防波堤灯台から227度00分2,340メートルの点

点ウ 佐渡市稲鯨漁港防波堤灯台から268度50分2,765メートルの点

点エ 佐渡市稲鯨漁港防波堤灯台から272度00分1,695メートルの点

付記

- 1 この指示は、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第4号

大規模増殖場における水産物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐渡市姫津地先及び高千地先沖合海域に造成された大規模増殖場における「ヤリイカ」の幼稚仔保護育成を図るため、水産動植物の採捕について、次のとおり制限する。

なお、指示の有効期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

令和3年3月23日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 兵庫 正

1 禁止する行為

- (1) 刺網を用いてする水産動植物の採捕（周年）
- (2) ヤリイカ採捕を目的として4月1日から4月30日および1月1日から3月31日までに行う一切の行為

2 禁止海域

(1) 姫津地先沖合海域

次に掲げるア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クの各点を順次結んで、アに至る各直線によって囲まれた海域

点ア 佐渡市北狄大崎灯台から260度00分（方位は「真方位」とする。以下同じ。）2,100メートルの点

点イ 佐渡市北狄大崎灯台から295度00分1,350メートルの点

点ウ 佐渡市北狄大崎灯台から318度30分2,000メートルの点

点エ 佐渡市北狄大崎灯台から349度30分2,450メートルの点

点オ 佐渡市北狄大崎灯台から14度00分2,180メートルの点

点カ 佐渡市北狄大崎灯台から339度30分1,290メートルの点

点キ 佐渡市北狄大崎灯台から308度30分470メートルの点

点ク 佐渡市北狄大崎灯台から241度30分1,350メートルの点

(2) 高千地先沖合海域

次に掲げるケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タの各点を順次結んで、ケに至る各直線によって囲まれた海域

点ケ 佐渡市高千入崎灯台から244度30分（方位は「真方位」とする。以下同じ。）4,600メートルの点

点コ 佐渡市高千入崎灯台から249度00分3,300メートルの点

点サ 佐渡市高千入崎灯台から262度30分2,950メートルの点

点シ 佐渡市高千入崎灯台から284度00分2,200メートルの点

点ス 佐渡市高千入崎灯台から279度00分1,200メートルの点

点セ 佐渡市高千入崎灯台から250度00分2,100メートルの点

点ソ 佐渡市高千入崎灯台から233度30分2,650メートルの点

点タ 佐渡市高千入崎灯台から233度30分4,000メートルの点

佐渡海区漁業調整委員会告示

◎佐渡海区漁業調整委員会告示第1号

佐渡海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程（平成6年佐渡海区漁業調整委員会告示第3号）の一部を次のように改正し、公布の日から実施する。

令和3年3月23日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 兵庫 正

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 佐渡海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）<u>第86条第1項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第89条第1項、第92条第1項及び第2項並びに第93条第1項（これらの規定を法第88条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第116条第2項及び第3項並びに第177条第14項において準用する同条第6項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この規定に定めるところによる。</u></p> <p>(開催の決定)</p> <p>第2条 委員会において、意見の聴取を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。</p> <p>(会議上の拘束)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(期日及び案件の公示)</p> <p>第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、<u>令第9条第1項において準用する行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(意見の聴取の期日の変更)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 佐渡海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）<u>第10条、第34条第4項、第37条第1項、第38条第1項並びに第39条第1項、第2項及び第13項（第36条第3項において準用する場合を含む。）並びに第38条第3項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。</u></p> <p>(開催の決定)</p> <p>第2条 委員会において、意見の聴取<u>（法第10条の規定による処分に係る意見の聴取を除く。以下次条から第13条において同じ。）</u>を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。</p> <p>(会議上の拘束)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(期日及び案件の公示)</p> <p>第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、<u>令第1条の2</u>において準用する行政手続法第15条第1項第1号から第3号に掲げる事項を公示する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(意見の聴取の期日の変更)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及</p>

び参加人（意見の聴取の期日を変更した時までに令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

（意見の聴取の期日における審理の方式）

第6条 （略）

（参加人の参加許可の手続）

第7条 令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する書面を提出してするものとする。

（補佐人の出頭許可の手続）

第8条 令第9条第1項において準用する行政手続

び参加人（意見の聴取の期日を変更した時までに令第1条の2において準用する行政手続法第17条第1項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

（意見の聴取の期日における審理の方式）

第6条 （略）

（参加人の参加許可の手続）

第7条 令第1条の2において準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所を記載し、並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する書面を提出してするものとする。

（文書等閲覧の手続）

第8条 法第34条第7項（第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出してするものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて当該閲覧の請求が必要となった場合については、口頭ですることができるとする。

2 委員会は、当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条、第11条第3項及び第12条第2項において「当事者等」という。）に対し閲覧を認めるときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。この場合において、委員会は意見の聴取を行うべき期日までに当事者等に十分な弁明の準備をさせるため必要な期間を与えるよう配慮するものとする。

3 委員会は、当事者等から意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合において、当該審理で当該資料を閲覧させることができないときは、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。ただし、法第34条第7項後段（第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項において準用する場合を含む。）の規定によりその閲覧を拒んだ場合はこの限りでない。

（補佐人の出頭許可の手続）

第9条 令第1条の2において準用する行政手続法

法第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

2 (略)

(陳述書の記載事項)

第9条 令第9条第1項において準用する行政手続法第21条第1項に規定する陳述書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに陳述書に係る事案についての意見を記載するものとする。

(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)

第10条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。

(1)～(7) (略)

2 (略)

3 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張

(2)～(3) (略)

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第11条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第4項の規定による閲覧の請求は、当事者又は参加人の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知するものとする。

(意見の聴取の再開)

第12条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第9条第1項において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

2 (略)

(弁明書の記載事項)

第10条 令第1条の2において準用する行政手続法第21条第1項に規定する弁明書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに当該事案についての意見を記載するものとする。

(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)

第11条 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。

(1)～(7) (略)

2 (略)

3 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

(2)～(3) 略

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第12条 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第4項の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。

(意見の聴取の再開)

第13条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第1条の2において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(令の準用)

第14条 令第1条の2において準用する行政手続法

	<p>第15条(第2項第2号を除く。)、第16条、第21条、第23条及び第24条第1項から第3項までの規定は、法第10条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。この場合において、同法第21条第1項中「当事者または参加人」とあるのは「当事者」と、同法第23条第1項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、」とあるのは、「弁明書若しくは証拠を提出しない場合、」と、同法第24条中「当事者及び参加人」とあるのは、「当事者」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第15条 第2条から第6条まで、第9条から第11条まで及び第13条の規定は、法第10条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。</p>
--	--

正 誤

令和3年3月12日付け新潟県告示第260号（農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更）
5ページの

「

農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員				成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	住 所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	吉原 豪	新潟県小千谷市千谷川2-2-1	もみ、玄米	K152020016				
	佐藤 恵子	新潟県長岡市関原南4丁目3918	もみ、玄米	K152020017				
備 考	略称『米ネットワーク新潟』 令和3年3月12日 農産物検査員12名の新規登録、3名の登録抹消。検査員合計112名。							

」

は、
「

農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員				成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	住 所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	吉原 豪	新潟県小千谷市千谷川2-2-1	もみ、玄米	K152020016				
	佐藤 恵子	新潟県長岡市関原南4丁目3918	もみ、玄米	K152010039				
備 考	略称『米ネットワーク新潟』 令和3年3月12日 農産物検査員11名の新規登録、3名の登録抹消。検査員合計111名。							

」

の誤り。